

# 学校等における 感染症予防チェックリスト

学校（幼稚園、小学校、中学校等）には、成人と比べて抵抗力が未発達な園児・児童・生徒が集団生活をしており、様々な感染症が発生しやすく、また学校内で感染が拡大しやすい状況にあります。学校における感染症予防対策は、「平常時からの予防対策」と「発生時の感染の拡大防止対策」が基本になります。

各学校において、感染症の予防対策を自主的に管理していただくために、基本的な予防対策や予防対策に必要な項目をわかりやすくパンフレットにいたしました。

学校での感染症予防対策の定期的な自己点検や対応マニュアル等の作成時にご活用いただければ幸いです。



よぼうちゃん



たいじくん

令和7年3月



東京都保健医療局



# 感染症予防のポイント



## 感染症対策の基本

感染の成立には、下の図のように①感染源、②感染経路、③感受性のある人（感染を受ける可能性のある人）、の3要素が必要になります。したがって、この3要素のつながりを断ち切れれば、感染症予防の徹底が図られることになります。

## 感染のしくみと予防対策

### 1 感染源



感染源とは、細菌やウイルスなどの病源体のことです。

#### 対応

定期的な清掃による清潔保持、感染源となる感染症にかかった人を早期に発見し、周囲に広げないように手洗い、マスクの着用、消毒等を行います。

### 2 感染経路



感染経路とは、細菌、ウイルスなどを体内に運ぶ経路のことで、手を介す接触感染、咳を介す飛沫感染等があります。

#### 対応

手洗いを徹底すること、患者の血液、便、おう吐物等の排泄物には直接触れないこと等の標準予防策等の徹底により、感染症を学校で広げない・持ち出さないようにしましょう。

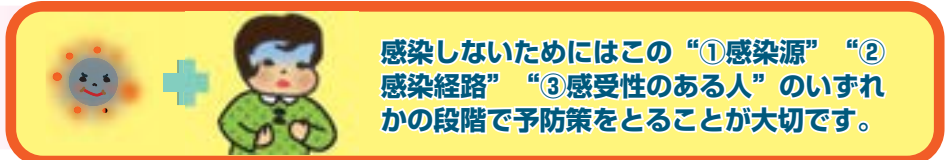
### 3 感受性のある人



感受性のある人とは、感染を受ける可能性のある人をいい、特に抵抗力の弱い人（高齢者・子どもや持病・基礎疾患のある者）のことをいいます。

#### 対応

抵抗力をつけるためには健康の保持・増進、予防接種等の個人の対応がとても大切です。



感染しないためにはこの“①感染源” “②感染経路” “③感受性のある人” のいずれかの段階で予防策をとることが大切です。

## 感染症予防の基本的な対応として、 標準予防策（スタンダードプリコーション）が大切です

標準予防策とは、「誰もが何らかの感染症を持っている可能性がある」と考えて、「感染の可能性のあるもの」への接触を最小限にすることで、園児・児童・生徒と教職員双方の感染の危険を少なくする方法です。

「感染の可能性のあるもの」として扱う必要のあるものには、「血液、体液（精液、膣分泌液）、汗を除く分泌液（痰、唾液、鼻水、目やに、母乳）、排泄物（尿、便、吐物）、傷や湿疹等がある皮膚、粘膜（口・鼻の中、肛門、陰部）等」があります。

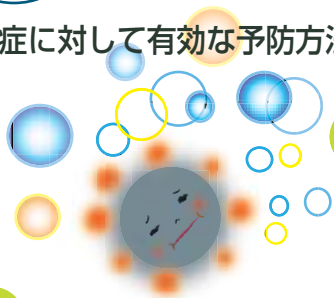
| 具体的な対応時                                                  | 項目     |
|----------------------------------------------------------|--------|
| ・「感染の可能性のあるもの」に触れた後<br>・手袋を外した後                          | 手洗い    |
| ・「感染の可能性のあるもの」に触れる時<br>・便・おう吐物等の処理時                      | 使い捨て手袋 |
| ・便やおう吐物等が飛び散り、鼻、口を汚染しそう<br>・園児・児童・生徒及び教職員に咳・くしゃみ等の症状がある時 | マスク    |
| ・衣類が汚染しそう                                                | ガウン    |
| ・感染が疑われる可能性がある園児・児童・生徒及び教職員の出席                           | 無理させない |

参考

# 1

## 手洗いの徹底

感染症に対して有効な予防方法は「手洗い」です。正しい手洗いの習慣を身につけましょう。



手洗い前の  
チェックポイント

- ◎爪は短く切っていますか？
- ◎時計や指輪をはずしていますか？

1

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



4

指の間を洗います。



2

手の甲をのばすようにこすります。



5

親指と手のひらをねじり洗いします。



3

指先・爪の間を念入りにこすります。



6

手首も忘れずに洗います。



\*①～⑥で15秒以上が目安です。

⑦その後、十分に水で流しペーパータオルや清潔なタオルでよく拭き取って乾かします。  
※アルコールによる手指消毒も有効です。

参考

# 2

## せきエチケット 咳作法の心得3か条



1 咳・くしゃみの症状がある時は、**マスクをする**。

2 咳・くしゃみをする時は、**口と鼻をティッシュで覆う**。

3 咳・くしゃみをする時は、**袖で口や鼻を覆う**。



# 感染症予防チェックリスト



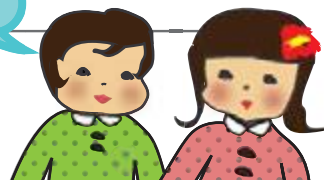
教職員の方がこのチェックリストを活用することにより、学校内の感染予防対策が十分かどうか項目別に達成度を確認することができます。

1

## 園児・児童・生徒の健康管理と早期発見

満点目指して  
頑張って!!

- ☐ 園児・児童・生徒が接種した予防接種について確認を行っている
- ☐ 園児・児童・生徒の健康診断の結果を記録している
- ☐ 園児・児童・生徒の毎日の健康観察を実施している
- ☐ 園・学校全体の体調不良者・欠席者等の情報（人数や欠席理由等）が1日1回集約されている
- ☐ 園児・児童・生徒の体調が悪い場合には、本人・保護者に受診を促している



/5項目

2

## 教職員の健康管理と早期発見

- ☐ 教職員の健康診断を定期的実施し、未受診者に受診を促している
- ☐ 教職員の体調が悪い場合には、医療機関へ受診させている
- ☐ 学校内に出入りするパート職員やボランティア等の健康状態を確認している
- ☐ 実習生の予防接種歴・健康診断の結果を必要に応じて提出させている
- ☐ 実習生の毎日の健康状態を確認している（発熱・咳・おう吐・下痢等の有無）

/5項目

3

## 手洗いと標準予防策

- ☐ 園児・児童・生徒へ手洗いの指導を行っている
- ☐ 手洗いは、石鹸と流水で、15秒～30秒以上行っている
- ☐ 手拭きは使い捨てのペーパータオルか個人用のタオルを使用している（共用タオルは置いていない）
- ☐ 来訪者に手洗いを勧めている
- ☐ 使い捨て手袋を使用した場合、手袋をはずした後に手洗いをしている
- ☐ 園児・児童・生徒・教職員に咳症状がある場合、周囲への飛散を防ぐためマスクの着用を促している

/6項目

4

## 感染症予防のための環境整備

- ☐ 手洗い場・トイレに石鹸が整備されている
- ☐ 階段の手すり・水道の蛇口等、園児・児童・生徒が頻繁に触れる場所を定期的に清掃（消毒）している
- ☐ 感染症予防・発生時対応のための物品が準備されている（※使い捨て手袋・マスク・エプロン・拭き取りの布（ペーパータオル、新聞紙等）、塩素系消毒剤、ビニール袋、専用バケツなど）
- ☐ 換気をしている

/4項目

5

## 研修

- ☐ 職員に対する感染症の研修を、年一回以上、学校内で実施（または施設外の研修へ派遣）している
- ☐ 派遣研修の場合、研修の内容を職員会議等で共有している
- ☐ おう吐物処理の方法を教職員の間で確認している（特に冬季胃腸炎流行シーズン頃）

/3項目



## 6

## マニュアル

- ☐ 学校独自の感染症対策マニュアルがある
- ☐ 感染症対策マニュアルには、学校内で感染症の流行を疑った際の教職員からの報告・連絡方法が記載されている（夜間・休日含む）
- ☐ 感染症対策マニュアルには、疾患別の知識、生徒・教職員の健康管理、標準予防策等日常行うべき予防対策や発生時の対応策等が盛り込まれている
- ☐ 感染症対策マニュアルには、校外活動の際の対応が記載されている（バスや活動する会場などにおう吐物処理の物品を持参する等）
- ☐ 感染症対策マニュアルを教職員全員で共有している
- ☐ 感染症対策マニュアルを定期的に見直している
- ☐ 最新の感染症情報を把握し保健だよりに掲載する等感染症予防対策に役立てている

/7項目

## 7

## おう吐物処理について（処理を想定してチェックしてください）

- ☐ おう吐物を処理する人は、使い捨て手袋、マスク、ガウン（エプロン）を着用している
- ☐ おう吐物を処理する時に換気をしている
- ☐ おう吐があった場合、吐物を処理する教職員と、園児・児童・生徒が吐物に触れないように園児・児童・生徒を担当する教職員が役割分担されている
- ☐ 床が汚染した場合は、吐物を取り除いた後、広範囲（半径2m程度）に消毒している
- ☐ おう吐物が付着した可能性がある食器類は、調理室に戻す前に次亜塩素酸ナトリウム0.1%で10分以上消毒している
- ☐ 教職員の間で吐物処理の手技が統一されている

/6項目

## 8

## 排泄時のケア及び処理について（該当する場合チェックしてください）

- ☐ 汚れた衣類等を交換する際の必要物品（使い捨て手袋、ガウン、お尻拭きの布、消毒薬、ビニール袋等）が揃えてある
- ☐ 汚れた衣類等を交換する際に使い捨て手袋を着用し、1回ごとに手袋を交換している
- ☐ 汚れた衣類等はビニール袋等に密閉して持ち運んでいる、若しくは自宅に持ち帰るように指導している
- ☐ 学校内で汚れた衣類を消毒する場合は、汚物を取り除いた後、消毒している
- ☐ 汚れた衣類等を交換する際の手技が統一されている
- ☐ 汚物処理や関連物品の保管は、清潔な区域（食事場、医薬品の保管場所等）以外の場所で行っている

/6項目

参考

## 3

## 汚染物、場所を消毒する時は・・・

次亜塩素酸ナトリウムやエタノール消毒液は多くの細菌、ウイルスに有効です。

☆次亜塩素酸ナトリウム（市販の漂白剤：塩素濃度約6%の場合）の希釈方法

| 消毒対象                           | 濃度<br>(希釈倍率)      | 希釈方法        |
|--------------------------------|-------------------|-------------|
| 便や吐物が付着した床等<br>衣類等の浸け置き        | 0.1%<br>(1000ppm) | 3Lの水に原液50ml |
| 食器等の浸け置き<br>トイレの便座やドアノブ、手すり、床等 | 0.02%<br>(200ppm) | 3Lの水に原液10ml |

※ペットボトルのキャップ1杯は5mlです。



# 感染症が発生したら・・・

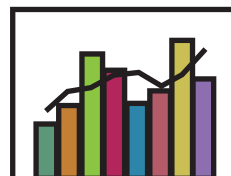


学校において、感染症が疑われる事例が発生した時には、感染の拡大を防止するため、学校長を中心に次のような対策をとる必要があります。

## 1

### 発生状況の把握

- (1) 症状の確認：下痢・おう吐・発熱、その他の症状について確認します。
- (2) 学校全体の状況の把握
  - ① 日時別、学年別・クラス・棟・フロア別の発症状況(担当教職員を含む)を把握します。
  - ② 受診状況、診断名、検査結果及び治療内容の確認をします。
  - ③ 普段の有症者数(下痢、おう吐等の胃腸炎症状、発熱等)と比較します。



## 2

### 感染拡大の防止

- (1) 教職員への周知：学校長は感染症等の発生状況を関係職員に周知し、対応の徹底を図ります。日ごろから連絡方法を整備してください。
- (2) 感染拡大防止策
  - ① 手洗い、排泄物・おう吐物の処理方法を徹底して実行します。
  - ② 消毒の頻度を増やすなど、発生状況に応じて学校内の消毒を実施します。



## 3

### 関係機関等への連絡

- (1) 学校医への連絡：重篤化を防ぐため、適切な医療及び指示を受けます。
- (2) 保護者への連絡  
発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼します。
- (3) 保健所、区市町村等の学校保健主管部への報告  
感染症が疑われる場合は、保健所及び区市町村等の学校保健主管部に連絡して、対応について指示を受けてください。



#### 〈保健所と連絡すべき場合(学校保健安全法施行令第5条)〉

※法第19条の規定による出席停止が行われた場合

○第1種：急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症等

○第2種：インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、

新型コロナウイルス感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症

○第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

※法第20条の規定による学校の休業を行った場合

管轄保健所：

保健所

電話

夜間・休日連絡先：東京都保健医療情報センター 電話 03-5272-0303